

02 02 (P ・ U)

目次

- (1) ~ S62.12.31
- (2) S63.1.1 ~ H5.12.31
- (3) H6.1.1 ~ H7.6.30
- (4) H7.7.1 ~

特許・実用新案における審決の分類表(1)

〔昭和62年12月31日以前の出願〕

昭和62年12月31日以前に出願されたものについて、平成6年1月1日以降に請求された審判、又は平成8年1月1日以降にされる特許異議申立てに適用
ただし、

- (1) 査定不服審判、旧特許・登録異議の決定、補正却下の決定
- (2) 補正却下不服審判
及び
- (3) 平成5年12月31日以前にされた訂正に対する訂正無効審判
- (4) 上記(1)～(3)の確定審決に対する再審
- (5) 平成5年12月31日以前に請求された審判の確定審決に対する再審
については、旧審判便覧の分類表を適用する。

1. 事件の種類別（特・実の種類・審級の種類・審判などの種類）分類表
 （特許・実用新案）（～S62.12.31） ○_____ - ()○

第1けた		第2けた		第3～5けた	
P	特 許	1	審 判		(無 効)
		2	_____	112	全 部 無 効
U	実用新案	3	_____	113	全 部 無 効(注a)
		4	_____	122	一 部 無 効
		5	再 審	123	一 部 無 効(注a)
		6	_____	2	判 定
		7	_____	3	
		8	_____		(訂 正)
		9	そ の 他	41	訂 正
			42		
			43		
			49		
			51	(除斥・忌避)	
			52	除 斥	
			6	忌 避	
					(異議申立て)
			651	全 部 申 立 て	
			652	一 部 申 立 て	
			7		
			8	査定不服	
				(中間決定)	
			91	参加許否の決定	
			92		
			93		
			94	証拠保全の決定	
			95	受継許否の決定	

- (注) a. 平成16年1月1日以降に請求された無効審判について使用する。
 b. 複数の特許異議申立ての場合、併合された状態で、すべての請求項に対して特許異議申立てがあるかを判断する必要がある。
 c. 複数の特許異議申立ての審理を、それぞれ別々に行う場合、後である異議決定についての標記分類の表示は、当該決定時点で残存している請求項のすべてに対する申立てとなるか、一部に対する異議申立てとなるかを判断し、これに対応する分類を表示する。

2. 判示事項別分類表

(1) 異議、無効、訂正(注)
(特許)(～S62.12.31)

○ . _____ - () ○

分類	判 示 事 項
0	審理一般(別表)
1	特29条 特許要件 (新規)
111	1項1号 公 知
112	1項2号 公然実施
113	1項3号 刊行物記載
12	_____
121	2項 進歩性
13	_____
14	産業上利用性
15	発明者・出願人
151	特 37条 共同出願
152	特 49条 6号 非発明者無承継の出願
	特123条 6号 非発明者無承継の特許
16	特 29条の2
161	発明同一
162	発明者同一
163	出願人同一
	(特32条特許を受けられない発明)
21	_____
22	_____
23	_____
24	公序、良俗、衛生
25	_____

分類	判 示 事 項
26	
3	特 31条 追加特許要件
31	1号 同一目的
32	2号 物の発明の生産、使用方法、 その物の生産性質を専ら利用する物。
33	3号 方法の発明の実施に使用するもの。
4	特 39条 先願
5	その他
51	特 25条 外国人の権利の享有
	特 49条 3号 条約違反の出願
	特113条 3号 条約違反の特許
	特123条 3号 条約違反の特許
	特123条 7号 特許後の条約違反
52	特38条 柱書 一発明一出願 (明細書記載不備) (S50.12.31以前)
531	特36条 3項(4項) 詳細な説明の記載不備
532	4項(5項) 請求の範囲の記載不備
533	5項 請求の範囲の記載形式不備
6	特38条 併合要件
61	1号 同一目的
62	2号 物の発明の生産・使用方法、その物の生産 を専ら利用する物
63	3号 方法の発明の実施に使用するもの。 (訂正、訂正請求)
83	
831	特123条 1項 8号 訂正、訂正請求の適否
832	特126条 1項 訂正
	特134条 2項 訂正請求
	特120条の 4、2項 訂正請求(平成8年1月1日以降)

分類	判 示 事 項	
841	特126条 1 項 ただし書き (特134条 5 項) (特120条の 4、 3 項)	新規事項追加の訂正 " (平成 8 年 1 月 1 日以降)
851	ただし書き 1 号	特許請求の範囲の減縮
852	ただし書き 2 号	誤記又は誤訳の訂正
853	ただし書き 3 号	明りょうでない記載の釈明
854	2 項 (特134条 5 項) (特120条の 4、 3 項)	特許請求の範囲の実質的拡張 (平成 8 年 1 月 1 日以降)
855		特許請求の範囲の実質的変更
856	3 項 (134条 6 項) (特120条の 4、 3 項)	独立特許要件 (平成 8 年 1 月 1 日以降)

(注) 特§ 126 (§ 134 で準用する場合を含む) の「出願の際独立して特許を受けることができない。」との判示事項にあっては、856と共にこの分類表における分類 1 ~ 645の該当分類を使用する。

(実用新案)(~ S62.12.31)

分類	判 示 事 項
0	審理一般 (別表)
1	実 3 条 登録要件 (新 規)
111	1 項 1 号 公 知
112	2 号 公然実施
113	3 号 刊行物記載
12	
121	2 項 進歩性
13	物 品

分類	判 示 事 項	
14		産業上利用
15		考案者・出願人
151	実9条	共同出願
152	実11条4号	非考案者、無承継の出願
	実37条4号	非考案者、無承継の登録実用新案
16	実3条の2	
161		考案同一
162		考案者同一
163		出願人同一
2	実4条	登録を受けられない考案
21		_____
22		_____
23		_____
24		公序、良俗、衛生
25		_____
26		_____
3		_____
31		_____
32		_____
33		_____
4	実7条	先願
5		その他
51	実55条3項	外国人の権利の享有
	実11条2号	条約違反の出願
	実37条2号	条約違反の登録実用新案
	実37条5号	登録後の条約違反
52	実6条	一考案一出願
	(明細書等の記載不備)	

分類	判 示 事 項	
531	実 5 条 3 項	詳細な説明の記載不備
532	実 5 条 4 項	詳細な範囲の記載不備
533	実 5 条 5 項	詳細な範囲の記載形式不備
6		_____
61		_____
62		_____
63		_____
	(訂正、訂正請求：附則 4 条 2 項で読み替える旧実 37～40 条)	
83		
831	旧実 37 条 1 項 2 の 2 号	訂正の適否
832	旧実 40 条 2 項	訂正請求の適否
841	旧実 39 条 1 項	新規事項追加の訂正
	(40 条 2 項) ただし書き	
851	ただし書き 1 号	実用新案登録請求の範囲の減縮
852	ただし書き 2 号	誤記の訂正
853	ただし書き 3 号	明りょうでない記載の釈明
854	2 項 (40 条 5 項)	実用新案登録請求の範囲の実質的拡張
855		実用新案登録請求の範囲の実質的変更
856	(注) 3 項 (40 条 5 項)	独立登録要件

(注) 旧実 § 39 (§ 40 で準用する場合を含む) の「出願の際独立して実用新案登録を受けられない。」との判示事項にあっては、856と共にこの分類表における分類 1～533の該当分類を使用する。

(2) 判 定

(特許・実用新案)(～62.12.31)

分類	判 示 事 項
0	審理一般・(別表)
1	同一
2	利用
9	その他

(3) 別表(審理一般の細分類)

(特許・実用新案)(～62.12.31)

分類	判 示 事 項
0	審理一般
01	請求書の表示、請求
02	利害関係、当事者適格、請求の利益
03	出願日、優先日、請求日
04	対象物
05	審理方式、審理手続
06	証拠
07	一事不再理
08	要旨認定
081	権利のもの
082	権利でないもの
09	その他
091	参加
092	異議

審理一般の分類定義又は例示 02 03の

3. 「結論」(審判の種類別)分類表
(特許・実用新案)(～S62.12.31)

○ . - ____ () ○

分類	審判などの種類別「結論」				
	無効	訂正	判定	除斥・忌避、 参加許否	付与後異議
X	審決却下	審決却下	決定却下(§ 135)	決定却下	異議申立て却下(§ 135) 異議申立て却下(§ 133)
XX	決定却下	決定却下	決定却下(§ 133)		
XA	訂正を認める。 審判請求を却下する(争いの請求項は全て訂正により削除)。	訂正を認める	属する(申立て成立)	認める、許可する。	訂正を認める。異議申立てを却下する(争いの請求項は全すべて訂正により削除)。
Y	無効としない				
YA	訂正を認める。無効としない。	訂正を認めない	属する(申立て不成立)	認めない、許可しない。	特許を維持する。
YB	訂正を認めない。無効としない。				
Z	無効とする(申立て全部成立)。	訂正を認めない	属さない(申立て成立)	認めない、許可しない。	特許を取り消す。(申立て全部成立)
ZA	訂正を認める。無効とする(申立て全部成立)。				
ZB	訂正を認めない。無効とする(申立て全部成立)。	訂正を認めない	属さない(申立て不成立)	認めない、許可しない。	特許を取り消す。(申立て全部成立)
ZC	無効とする(申立て一部成立)				
ZD	訂正を認める。無効とする(申立て一部成立)。	訂正を認めない	属さない(申立て不成立)	認めない、許可しない。	特許を取り消す。(申立て一部成立)
ZE	訂正を認めない。無効とする(申立て一部成立)。				

特許・実用新案における審決の分類表(2)

[昭和63年1月1日から平成5年12月31日までの出願]

昭和63年1月1日以降平成5年12月31日までに
出願されたものについて、平成6年1月1日以降に請求された審判又は平成8年1月1日以降にされた特許異議申立てに適用する。

ただし、

(1) 査定不服審判、特許・登録異議の決定、補正却下の決定

(2) 補正却下不服審判

及び

(3) 平成5年12月31日以前にされた訂正に対する訂正無効審判

(4) 上記(1)～(3)の確定審決に対する再審

(5) 平成5年12月31日以前に請求された審判の確定審決に対する再審については、旧審判便覧の分類表を適用する。

1. 事件の種類別(特・実の種類・審級の種類・審判などの種類)分類表 (特許・実用新案)(S63.1.1～H5.12.31) ○ . - () ○

第1けた		第2けた		第3～5けた	
Ⓐ	特許	1	審判	112	(無効)
		2	_____	113	全部無効
Ⓚ	実用新案	3	_____	122	全部無効(注c)
		4	_____	123	一部無効
		5	再審	15	一部無効(注c)
		6	_____	16	(延長登録無効)
		7	_____	2	延長登録無効(全部)
		8	_____	3	延長登録無効(一部)
		9	その他	41	訂正
				42	(訂正)
				43	訂正
				49	
				51	(除斥・忌避)
				52	除斥
				6	忌避
				651	(異議申立て)
				652	全部申立て
				7	一部申立て
				8	査定不服
				91	(中間決定)
				92	参加許否の決定
				93	
				94	証拠保全の決定
				95	受継許否の決定

a. 複数の特許異議申立ての場合、併合された状態で、すべての請求項に対して特許異議申立てがあるかを判断する必要がある。

b. 複数の特許異議申立ての審理を、それぞれ別々に行う場合、後である異議決定についての標記分類の表示は、当該決定時点で残存している請求項のすべてに対する申立てとなるか、一部に対する異議申立てとなるかを判断し、これに対応する分類を表示する。

c. 平成16年1月1日以降に請求された無効審判について使用する。

2. 判示事項別分類表

(1) 異議、無効、訂正(注)

(特許)(S63.1.1 ~ H5.12.31)

○ . - () ○

分類	判 示 事 項
0	審理一般(別表)
1	特 29 条 特 許 要 件 (新規)
111	1 項 1 号 公 知
112	1 項 2 号 公 然 実 施
113	1 項 3 号 刊 行 物 記 載
12	
121	2 項 進 歩 性
13	
14	産業上利用性
15	発明者・出願人
151	特 38 条 共 同 出 願
152	特 49 条 6 号 非 発 明 者 無 承 継 の 出 願
	特 123 条 6 号 非 発 明 者 無 承 継 の 特 許
16	特 29 条 の 2
161	発 明 同 一
162	発 明 者 同 一
163	出 願 人 同 一
	(特 32 条 特 許 を 受 け ら れ ない 発 明)
21	
22	
23	
24	特 32 条 公 序 、 良 俗 、 衛 生
25	
26	
3	
31	
32	
33	
4	特 39 条 先 願
5	そ の 他
51	特 25 条 外 国 人 の 権 利 の 享 有
	特 49 条 3 号 条 約 違 反 の 出 願
	特 123 条 3 号 条 約 違 反 の 特 許
	特 123 条 7 号 特 許 後 の 条 約 違 反
52	(明細書記載不備) (S63.1.1 ~ H2.11.30)
531	特 36 条 4 項 (3 項) 詳 細 な 説 明 の 記 載 不 備
532	
533	
534	5 項 1、2 号 及 び 6 項 (4 項 1、2 号 及 び 5 項) 請 求 の 範 囲 の 記 載 不 備
535	5 項 3 号 及 び 6 項 (4 項 3 号 及 び 5 項) 請 求 の 範 囲 の 記 載 形 式 不 備

分類	判 示 事 項
6	_____
61	_____
62	_____
63	_____
64	特 37 条 出願の単一性
641	1 号 課題同一
642	2 号 主要部同一
643	3 号 物の発明の生産・使用・取り扱う方法、その物の生産装置等、その物の性質を専ら利用する物又はその物を取り扱う物
644	4 号 方法の発明の実施に使用するもの
645	5 号 その他政令で定めるもの
7	延長登録
71	特 67 条の 3 1 項 1 号) 特 125 条の 2 1 項 1 号) 処分の必要性
	(訂正、訂正請求)
83	
831	特 123 条 1 項 8 号 訂正、訂正請求の適否
832	特 126 条 1 項 訂正
	特 134 条 2 項 訂正請求
	特 120 条の 4、2 項 訂正請求(平成 8 年 1 月 1 日以降)
841	特 126 条 1 項 新規事項追加の訂正
	ただし書き
	(特 134 条 5 項) "
	(特 120 条の 4、3 項) (平成 8 年 1 月 1 日以降)
851	ただし書き 1 号 特許請求の範囲の減縮
852	ただし書き 2 号 誤記又は誤訳の訂正
853	ただし書き 3 号 明りょうでない記載の釈明
854	2 項 特許請求の範囲の実質的拡張
	(特 134 条 5 項) "
	(特 120 条の 4、3 項) " (平成 8 年 1 月 1 日以降)
855	特許請求の範囲の実質的変更
856	3 項 独立特許要件
	(特 134 条 5 項)
	(特 120 条の 4、3 項) (平成 8 年 1 月 1 日以降)

(注) 特 § 126 (§ 134 で準用する場合を含む。)の「出願の際独立して特許を受けることができない。」との判示事項にあっては、856 と共にこの分類表における分類 1 ~ 645 の該当分類を使用する。

(実用新案)(S63.1.1 ~ H5.12.31)

分類	判 示 事 項	
0	審理一般(別表)	
1	実3条 (新規)	登録要件
111	1項1号	公知
112	2号	公然実施
113	3号	刊行物記載
12		
121	2項	進歩性
13		物品
14		産業上利用
15		考案者・出願人
151	実9条	共同出願
152	実11条4号 実37条4号 実3条の2	非考案者、無承継の出願 非考案者、無承継の登録実用新案
16		
161		考案同一
162		考案者同一
163		出願人同一
2	実4条	登録を受けられない考案
21		
22		
23		
24		公序、良俗、衛生
25		
26		
3		
31		
32		
33		
4	実7条	先願
5		その他
51	実55条3項 実11条2号 実37条2号 実37条5号	外国人の権利の享有 条約違反の出願 条約違反の登録実用新案 登録後の条約違反
52	(明細書等の記載不備)	
531	実5条4項	詳細な説明の記載不備
532		
533		
534	5項1、2号及び6項	請求の範囲の記載不備
535	5項3号及び6項	請求の範囲の記載形式不備
6		
61		
62		
63		
64	実6条	出願の単一性
641	1号	課題同一
642	2号	主要部同一
643		
644		

分類	判 示 事 項
645	3号 其他政令で定めるもの (訂正、訂正請求：附則4条2項で読み替える旧実37～40条)
83	
831	旧実37条1項2の2号 訂正の適否
832	旧実40条2項 訂正請求の適否
841	旧実39条1項(40条2項) 新規事項追加の訂正 ただし書き
851	ただし書き1号 実用新案登録請求の範囲の減縮
852	ただし書き2号 誤記の訂正
853	ただし書き3号 明りょうでない記載の釈明
854	2項(40条5項) 実用新案登録請求の範囲の実質的拡張
855	実用新案登録請求の範囲の実質的変更
856	3項(40条5項)(注) 独立登録要件

(注) 旧実§ 39 (§ 40 で準用する場合を含む。)の「出願の際独立して実用新案登録を受けることができない。」との判示事項にあつては、856と共にこの分類表における分類1～645の該当分類を使用する。

(2) 判定

(特許・実用新案)(S63.1.1～H5.12.31)

分類	判 示 事 項
0	審理一般(別表)
1	同 一
2	利 用
9	その他

(3) 別表(審理一般の細分類)

(特許・実用新案)(S63.1.1～H5.12.31)

分類	判 示 事 項
0	審理一般
01	請求書の表示、請求
02	利害関係、当事者適格、請求の利益
03	出願日、優先日、請求日
04	対象物
05	審理方式、審理手続
06	証拠
07	一事不再理
08	要旨認定
081	権利のもの
082	権利でないもの
09	その他
091	参加
092	異議

審理一般の分類定義又は例示 02 03の

3. 「結論」(審判の種類別)分類表

(特許・実用新案)(S63.1.1 ~ H5.12.31)

○ . - () ○

分類	審 判 な ど の 種 類 別 「 結 論 」				
	無効・ 延長登録無効	訂 正	判 定	除斥・忌避、 参加許否	付与後異議
X	審決却下	審決却下	決定却下(§ 135)	決定却下	異議申立て却下(§ 135) 異議申立書却下(§ 133)
XX	決定却下	決定却下	決定却下(§ 133)		
XA	訂正を認める。 審判請求を却 下する(争い の請求項は全 て訂正により 削除)。	訂正を認 める。	属する(申 立て成立)	認める、許可する。	訂正を認める。異議 申立てを却下する(争 いの請求項は全すべ て訂正により削除)。
Y	無効としない。				
YA	訂正を認める。 無効としない。				
YB	訂正を認めな い。無効とし ない。	訂正を認 めない。	属する(申 立て不成立)	認めない、許可し ない。	特許を維持する。 訂正を認める。特許 を維持する。 訂正を認めない。特 許を維持する。
Z	無効とする。 (申立て全部 成立)。				
ZA	訂正を認める。 無効とする(申 立て全部成立)				
ZB	訂正を認めな い。無効とす る(申立て全 部成立)。	訂正を認 めない。	属さない(申 立て不成立)	認めない、許可し ない。	特許を取り消す(申立 て全部成立)。 訂正を認める。特許 を取り消す(申立て 全部成立)。 訂正を認めない。特 許を取り消す(申立て 全部成立)。
ZC	無効とする。 (申立て一部 成立)。				
ZD	訂正を認める。 無効とする(申 立て一部成 立)。				
ZE	訂正を認めな い。無効とす る(申立て一 部成立)。				訂正を認めない。特 許を取り消す(申立て 一部成立)。

(改訂中)

~~H19.12~~)

特許における審決の分類表(3)

[平成6年1月1日以降の出願から平成7年6月30日までの出願]

1. 事件の種類別(特許・審級の種類・審判などの種類)分類表

(特許)(H6.1.1 ~ H7.6.30)

P . - ()○

第1けた		第2けた		第3～5けた		
①	特許	1	審判		(無効)	
		2		112	全部無効	
		3		113	全部無効(注c)	
		4		122	一部無効	
		5		再審	123	一部無効(注c)
		6			(延長登録無効)	
		7			延長登録無効(全部)	
		8		その他	16	延長登録無効(一部)
		9			2	判定
			3		(訂正)	
			41		訂正	
			42			
			43			
			49			
				51	(除斥・忌避)	
				52	除斥忌避	
				6		
					(異議申立て)	
				651	全部申立て	
		652	一部申立て			
		7				
		8	査定不服			
			(中間決定)			
		91	参加許否の決定			
		92	旧特許異議の決定			
		93	補正却下の決定			
		94	証拠保全の決定			
		95	受継許否の決定			

- a. 複数の特許異議申立ての場合、併合された状態で、すべての請求項に対して特許異議申立てがあるかを判断する必要がある。
- b. 複数の特許異議申立ての審理を、それぞれ別々に行う場合、後である異議決定についての標記分類の表示は、当該決定時点で残存している請求項のすべてに対する申立てとなるか、一部に対する異議申立てとなるかを判断し、これに対応する分類を表示する。
- c. 平成16年1月1日以降に請求された無効審判について使用する。

2. 判示事項別分類表

(1) 無効、査定不服、訂正(注)、特許異議の決定、補正却下の決定

(H6.1.1 ~ H7.6.30)

⑤

- () ○

分類	判 示 事 項
0	審理一般(別表)
1	特 29 条 特許要件 (新規)
111	1 項 1 号 公知
112	1 項 2 号 公然実施
113	1 項 3 号 刊行物記載
12	
121	2 項 進歩性
13	
14	産業上利用性
15	発明者・出願人
151	特 38 条 共同出願
152	特 49 条 6 号 非発明者無承継の出願 特 123 条 1 項 6 号 非発明者無承継の特許
16	特 29 条の 2
161	発明同一
162	発明者同一
163	出願人同一 (特 32 条特許を受けられない発明)
21	
22	
23	
24	公序、良俗、衛生
25	
26	
3	
31	
32	
33	
4	特 39 条 先願
5	その他
51	特 25 条 外国人の権利の享有 特 49 条 3 号 条約違反の出願 特 123 条 1 項 3 号 条約違反の特許 特 123 条 1 項 7 号 特許後の条約違反

分類	判 示 事 項	
52	(明細書記載不備)	
531 532 533	特 36 条 4 項	詳細な説明の記載不備
534	5 項 1、2 号及び 6 項	請求の範囲の記載不備
535 55	5 項 3 号及び 6 項 特 17 条 2 項 17 条の 2、2 項 17 条の 3、2 項 64 条 2 項 159 条 2 項及び 3 項 163 条 2 項及び 3 項 174 条 1 項 (補正却下)	請求の範囲の記載形式不備 新規事項追加の補正
56	特 53 条 1 項 (159 条 1 項、163 条 1 項、174 条 1 項で準用)	(公告前の)補正の却下
561	特 17 条の 2、2 項	新規事項追加の補正
57	特 17 条の 2、3 項	補正目的
571	3 項 1 号	請求項の削除
572	3 項 2 号	請求項の限定的減縮
573	3 項 3 号	特許請求の範囲における誤記の訂正
574	3 項 4 号	特許請求の範囲における明りょうでない記載の釈明
575	4 項	独立特許要件
58	特 54 条 1 項 (159 条 1 項、163 条 1 項、174 条 1 項で準用)	公告後の補正の却下 (平成 7 年 12 月 31 日まで)
581	64 条 (17 条の 3) 2 項	新規事項追加の補正 (平成 7 年 12 月 31 日まで)
591	3 項 1 号	特許請求の範囲の減縮 (平成 7 年 12 月 31 日まで)
592	2 号	誤記の訂正 (平成 7 年 12 月 31 日まで)
593	3 号	明りょうでない記載の釈明 (平成 7 年 12 月 31 日まで)
594	4 項	特許請求の範囲の実質的拡張 (平成 7 年 12 月 31 日まで)
595		特許請求の範囲の実質的変更 (平成 7 年 12 月 31 日まで)
6		
61		
62		
63		

分類	判 示 事 項	
64	特 37 条	出願の単一性
641	1 号	課題同一
642	2 号	主要部同一
643	3 号	物の発明の生産・使用・取り扱う方法、その物の生産装置等、その物の性質を専ら利用する物又はその物を取り扱う物
644	4 号	方法の発明の実施に使用するもの。
645	5 号	その他政令で定めるもの。
7	延長登録	
71	特 67 条の 3	1 項 1 号 処分の必要性
	特 125 条の 2	1 項 1 号

(訂正、訂正請求)(H6.1.1 ~ H7.6.30)

分類	判 示 事 項	
	(訂正、訂正請求)	
83		
831	特 123 条 1 項 8 号	訂正、訂正請求の適否
832	特 126 条 1 項	訂正
	特 134 条 2 項	訂正請求
	特 120 条の 4、2 項	訂正請求(平成 8 年 1 月 1 日以降)
841	特 126 条 1 項	新規事項追加の訂正
	ただし書き	
	(特 134 条 5 項)	"
	(特 120 条の 4、3 項)	(平成 8 年 1 月 1 日以降)
851	ただし書き 1 号	特許請求の範囲の減縮
852	ただし書き 2 号	誤記又は誤訳の訂正
853	ただし書き 3 号	明りょうでない記載の釈明
854	2 項	特許請求の範囲の実質的拡張
	(134 条 5 項)	
	(特 120 条の 4、3 項)	(平成 8 年 1 月 1 日以降)
855		特許請求の範囲の実質的変更
856	3 項	独立特許要件
	(134 条 6 項)	
	(特 120 条の 4、3 項)	(平成 8 年 1 月 1 日以降)

注 特 § 17 の 2 及び特 § 126 (§ 134 で準用する場合を含む) の「出願の際独立して特許を受けることができない。」との判示事項にあつては、575 又は 856 と共にこの分類表における分類 1 ~ 645 の該当分類を使用する。

(2) 判 定 (H6.1.1 ~ H7.6.30)

分類	判 示 事 項
0	審理一般 (別表)
1	同 一
2	利 用
9	その他

(3) 別表 (審理一般の細分類) (H6.1.1 ~ H7.6.30)

分類	判 示 事 項
0	審理一般
01	請求書の表示、請求
02	利害関係、当事者適格、請求の利益
03	出願日、優先日、請求日
04	対象物
05	審理方式、審理手続
06	証拠
07	一事不再理
08	要旨認定
081	権利のもの
082	権利でないもの
09	その他
091	参加
092	異議

審理一般の分類定義又は例示 02 03 の

3. 「結論」(審判の種類別)分類表
(特許)(H6.1.1 ~ H7.6.30)

P. - ()○

分類	審判などの種類別「結論」				除斥・忌避、 参加許否	査定不服 における 異議
	無効・ 延長登録無効	訂 正	査定不服	判 定		
W WA WB WY (定型は WYF) WYA WYB WZ (定型は WZF) WZA WZB			<p>取り消して差戻し 補正却下を取り消す。原査定を取り消し、審査に差し戻す。</p> <p>補正却下を取り消さない。 原査定を取り消し、審査に差し戻す。</p> <p>取り消して特許、登録</p> <p>補正却下を取り消す。原査定を取り消し、特許すべきものとする。</p> <p>補正却下を取り消さない。 原査定を取り消し、特許すべきものとする。</p> <p>特許、登録しない(前置又は当審で、拒絶理由)。</p> <p>補正却下を取り消す。前置又は当審の拒絶理由により拒絶すべきものである。</p> <p>補正却下を取り消さない。 前置又は当審の拒絶理由により拒絶すべきものである。</p>			<p>理由なし</p> <p>理由あり</p>

分類	審判などの種類別「結論」						付与後異議
	無効・ 延長登録無効	訂正	査定不服	判定	除外・忌避、 参加許否	査定不服 における 異議	
X	審決却下	審決却下	審決却下	決定却下 (§ 135)	決定却下	申立て却下	異議申立て却下(§ 135) 異議申立書却下(§ 133)
XX	決定却下	決定却下	決定却下	決定却下 (§ 133)			
XA	訂正を認める。審判請求を却下する(争いの請求項は全すべて訂正により削除)。	訂正を認める					訂正を認める。異議申立てを却下する(争いの請求項は全すべて訂正により削除)。
Y	無効としない						
YA	訂正を認める。無効としない。	訂正を認めない	補正却下を取り消す。原査定理由により拒絶すべきものである。	属する(申立て成立)			訂正を認める。特許を維持する。
YB	訂正を認めない。無効としない。			属する(申立て不成立)			属さない(申立て成立)
Z	無効とする。(申立て全部成立)。	訂正を認めない	補正却下を取り消さない。原査定理由により拒絶すべきものである。	属さない(申立て不成立)			特許を取り消す(申立て全部成立)。
ZA	訂正を認める。無効とする(申立て全部成立)。						属さない(申立て成立)
ZB	訂正を認めない。無効とする(申立て全部成立)。	訂正を認めない	補正却下を取り消さない。原査定理由により拒絶すべきものである。	属さない(申立て不成立)			訂正を認めない。特許を取り消す(申立て全部成立)。
ZC	無効とする。(申立て一部成立)。						特許を取り消す(申立て一部成立)。
ZD	訂正を認める。無効とする(申立て一部成立)。	訂正を認めない	補正却下を取り消さない。原査定理由により拒絶すべきものである。	属さない(申立て不成立)			訂正を認める。特許を取り消す(申立て一部成立)。
ZE	訂正を認めない。無効とする(申立て一部成立)。						訂正を認めない。特許を取り消す(申立て一部成立)。

(改訂中 H21.4)

特許における審決の分類表(4)

〔平成7年7月1日以降の出願〕

(ただし、特許異議申立て関係の分類は平成8年1月1日より使用)

1. 事件の種類別(特許・審級の種類・審判などの種類)分類表

(H7.7.1～)

⑤ . - ()

第1けた		第2けた		第3～5けた	
⑤	特許	1	審 判		(無 効)
		2	_____	112	全部無効
		3	_____	113	全部無効(注c)
		4	_____	122	一部無効
		5	再 審	123	一部無効(注c)
		6	_____		(延長登録無効)
		7	_____	15	延長登録無効(全部)
		8	_____	16	延長登録無効(一部)
		9	そ の 他	2	判 定
				3	_____
				41	(訂正)
				42	訂 正
				43	_____
				49	_____
				51	(除斥・忌避)
				52	除斥
				6	忌避
				651	(異義申立て)
				652	全部申立て
		7	一部申立て		
		8	_____		
		91	査定不服		
		92	(中間決定)		
		93	参加許否の決定		
		94	_____		
		95	補正却下の決定		
		99	証拠保全の決定		
			受継許否の決定		
			その他		

(注) a. 複数の特許異議申立ての場合、併合された状態で、すべての請求項に対して特許異議申立てがあるかを判断する必要がある。

b. 複数の特許異議申立ての審理を、それぞれ別々に行う場合、後でする異議決定についての標記分類の表示は、当該決定時点で残存している請求項のすべてに対する申立てとなるか、一部に対する異議申立てとなるかを判断し、これに対応する分類を表示する。

c. 平成16年1月1日以降に請求された無効審判について使用する。

2. 判示事項別分類表

(1) 無効、査定不服、訂正(注)、特許異議の決定、補正却下の判定

(H7.7.1 ~)

⑤ . - () ○

分類	判 示 事 項
0	審理一般(別表)
1	特 29 条 特許要件 (新 規)
111	1 項 1 号 公 知
112	1 項 2 号 公然実施
113	1 項 3 号 刊行物記載
12	
121	2 項 進歩性
13	
14	産業上利用性
15	発明者・出願人
151	特 38 条 共同出願
152	特 49 条 7 号 非発明者・無承継の出願
	特 123 条 6 号 非発明者・無承継の特許
16	特 29 条 の 2
161	発明同一
162	発明者同一
163	出願人同一
	(特 32 条 特許を受けられない発明)
21	
22	
23	
24	特 32 条 公序、良俗、衛生
25	
26	
3	
31	
32	
33	
4	特 39 条 先願
5	その他
51	特 25 条 外国人の権利の享有
	特 49 条 3 号 条約違反の出願
	特 113 条 3 号 条約違反の特許
	特 123 条 1 項 3 号 条約違反の特許
	特 123 条 1 項 7 号 特許後の条約違反
52	(明細書記載不備)
536	特 36 条 4 項 詳細な説明の記載不備
537	6 項 1、2 号及び 請求の範囲の記載不備 3 号
538	6 項 4 号 請求の範囲の記載形式不備
54	特 49 条 1 項 5 号 原文新規事項(平成 14 年 8 月 31 日まで)
	1 項 6 号 " (平成 14 年 9 月 1 日から)
	特 113 条 5 号 (平成 8 年 1 月 1 日以降)
	特 123 条 1 項 5 号

分類	判 示 事 項
55	特 17 条の 2、3 項 新規事項追加の補正 特 17 条の 3、2 項 (平成 7 年 12 月 31 日まで) 特 64 条 2 項 (平成 7 年 12 月 31 日まで) 特 113 条 1 号 (平成 8 年 1 月 1 日以降) 特 159 条 2 項 特 163 条 2 項 特 174 条 2 項 (平成 15 年 12 月 31 日までに再審請求) 特 174 条 1 項 (平成 16 年 1 月 1 日以降の再審請求)
56	特 53 条 1 項 補正の却下 公告後の補正の却下(平成 7 年 12 月 31 日まで) (159 条 1 項、163 条 1 項、174 条 1 項で準用)
561	特 17 条の 2、3 項 新規事項追加の補正
562	" 原文新規事項追加の補正
57	特 17 条の 2、4 項 補正目的
571	4 項 1 号 請求項の削除 (5 項 1 号) " (平成 19 年 4 月 1 日以降補正)
572	4 項 2 号 請求項の限定的減縮 (5 項 2 号) " (平成 19 年 4 月 1 日以降補正)
573	4 項 3 号 特許請求の範囲における誤記の訂正 (5 項 3 号) " (平成 19 年 4 月 1 日以降補正)
574	4 項 4 号 特許請求の範囲における明りようでない記載の釈明 (5 項 4 号) " (平成 19 年 4 月 1 日以降補正)
575	5 項 独立特許要件 (6 項) " (平成 19 年 4 月 1 日以降補正)
58	特 54 条 1 項 公告後の補正の却下(平成 7 年 12 月 31 日まで) (159 条 1 項、163 条 1 項、174 条 1 項で準用)
581	特 64 条(17 条の 3) 2 項 新規事項追加の補正(平成 7 年 12 月 31 日まで)
582	特 64 条(17 条の 3) 2 項 原文新規事項追加の補正(平成 7 年 12 月 31 日まで)
591	3 項 1 号 特許請求の範囲の減縮(平成 7 年 12 月 31 日まで)
592	2 号 誤記の訂正(平成 7 年 12 月 31 日まで)
593	3 号 明りようでない記載の釈明(平成 7 年 12 月 31 日まで)
594	4 項 特許請求の範囲の実質的拡張(平成 7 年 12 月 31 日まで)
595	特許請求の範囲の実質的変更(平成 7 年 12 月 31 日まで)
6	
61	
62	
63	
64	特 37 条 出願の単一性(平成 15 年 12 月 31 日まで)
641	1 号 課題同一
642	2 号 主要部同一
643	3 号 物の発明の生産・使用・取り扱う方法、その物の生産装置等、その物の性質を専ら利用する物又はその物を取り扱う物
644	4 号 方法の発明の実施に使用するもの。
645	5 号 その他政令で定めるもの。
65	特 37 条 出願の単一性(平成 16 年 1 月 1 日から)
7	延長登録
71	特 67 条の 3、1 項 1 号 処分の必要性 特 125 条の 2、1 項 1 号

(訂正、訂正請求)(H7.7.1～)

分類	判 示 事 項
	(訂正、訂正請求)
83	
831	特 123 条 1 項 8 号 訂正、訂正請求の適否
832	特 126 条 1 項 訂正
	特 134 条 2 項 訂正請求
	特 120 条の 4、2 項 " (平成 8 年 1 月 1 日以降)
	特 134 条の 2、1 項 " (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
841	特 126 条 2 項 新規事項追加の訂正
	3 項 " (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
	(特 134 条 5 項) "
	(特 134 条の 2、5 項) " (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
	(特 120 条の 4、3 項) " (平成 8 年 1 月 1 日以降)
842	原文新規事項追加の訂正
85	特 126 条 1 項 (特 134 条 2 項、特 120 条の 4、2 項) (特 134 条の 2、1 項 (平成 16 年 1 月 1 日以降請求))
851	ただし書き 1 号 特許請求の範囲の減縮
852	ただし書き 2 号 誤記又は誤訳の訂正
853	ただし書き 3 号 明りょうでない記載の釈明
854	3 項 特許請求の範囲の実質的拡張
	4 項 " (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
	(134 条 5 項)
	(134 条の 2、5 項) " (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
855	" 特許請求の範囲の実質的変更
856	4 項 独立特許要件
	5 項 " (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
	(134 条 5 項)

注 特 § 17 の 2 及び特 § 126 (平成 16 年 1 月 1 日以降は § 126)(§ 134 (平成 16 年 1 月 1 日以降は § 134 の 2)で準用する場合を含む)の「出願の際独立して特許を受けることができない。」との判示事項にあつては、575 又は 856 と共にこの分類表における分類 1 ～ 645 の該当分類を使用する。

(2) 判 定 (H7.7.1 ~)

分類	判 示 事 項
0	審理一般 (別表)
1	同
2	利 用
9	そ の 他

(3) 別表 (審理一般の細分類) (H7.7.1 ~)

分類	判 示 事 項
0	審理一般
01	請求書の表示、請求
02	利害関係、当事者適格、請求の利益
03	出願日、優先日、請求日
04	対象物
05	審理方式、審理手続
06	証拠
07	一事時不再理
08	要旨認定
081	権利のもの
082	権利でないもの
09	その他
091	参加
092	異議

審理一般の分類定義又は例示 02 - 03 の

3. 「結論」(審判の種類別)分類表 (特許)(H7.7.1～)

④ . - () ○

分類	審判などの種類別「結論」					
	無効・延長 登録無効	訂正	査定不服	判定	除斥・忌避、 参加許否	査定不服に おける異議
W W A W B W Y 定型は WYF WYA WYB W Z 定型は WZF WZA WZB			取り消して差戻し 補正却下を取り消す。原査定を取り消し、審査に差し戻す。 補正却下を取り消さない。原査定を取り消し、審査に差し戻す。 取り消して特許登録 補正却下を取り消す。原査定を取り消し、特許すべきものとする。 補正却下を取り消さない。原査定を取り消し、特許すべきものとする。 特許登録しないうち(前置又は当審で、拒絶理由)。前置又は当審の拒絶理由により拒絶すべきものである。 補正却下を取り消さない。前置又は当審の拒絶理由により拒絶すべきものである。			理由なし 理由あり

分類	審判などの種類別「結論」						
	無効・延長 登録無効	訂正	査定不服	判定	除斥・忌避、 参加許否	査定不服に おける異議	付与後異議
X	審決却下	審決却下	審決却下	決定却下 (§ 135)			異議申立て却下(§ 135)
XX	決定却下	決定却下	決定却下	決定却下 (§ 133)	決定却下	申立て却下	異議申立書却下(§ 133)
XA	訂正を認める。審判請求を却下する(争いの請求項は全て訂正により削除)。						訂正を認める。異議申立てを却下する(争いの請求項は全 す べて訂正により削除)。
Y	無効としない。	訂正を認める。			認める、許可する。		特許を維持する。
YA	訂正を認める。無効としない。			属する(申立て成立)			訂正を認める。特許を維持する。
YB	訂正を認めない。無効としない。			属する(申立て不成立)			訂正を認めない。特許を維持する。
Z	無効とする。(申立て全部成立)。	訂正を認めない。	特許登録しない。		認めない、許可しない。		特許を取り消す(申立て全部成立)。
ZA	訂正を認める。無効とする(申立て全部成立)。		補正却下を取り消す。原査定の理由により拒絶すべきものである。	属さない(申立て成立)			訂正を認める。特許を取り消す(申立て全部成立)。
ZB	訂正を認めない。無効とする(申立て全部成立)。		補正却下を取り消さない。原査定の理由により拒絶すべきものである。	属さない(申立て不成立)			訂正を認めない。特許を取り消す(申立て全部成立)。
ZC	無効とする。(申立て一部成立)。						特許を取り消す(申立て一部成立)。
ZD	訂正を認める。無効とする(申立て一部成立)。						訂正を認める。特許を取り消す(申立て一部成立)。
ZE	訂正を認めない。無効とする(申立て一部成立)。						訂正を認めない。特許を取り消す(申立て一部成立)。

訂正を一部認容する場合には、YA、ZA又はZD又は~~ZA~~とする。

(改訂中 H21.4)

実用新案における審決の分類表(3)

[平成6年1月1日以降の適用]

1. 事件の種類別(実用新案・審級の種類・審判などの種類)分類表

(H6.1.1~)

U . - ()○

第1けた		第2けた		第3~5けた	
U	実用新案	1	審 判		(無 効)
		2	_____	111	全部無効
		3	_____	114	全部無効(注a)
		4	_____	121	一部無効
		5	再 審	124	一部無効(注a)
		6	_____		
		7	_____	15	
		8	_____	16	
		9	そ の 他	2	判定
				3	_____
				41	
				42	_____
				43	
				49	
					(除斥・忌避)
		51	除斥		
		52	忌避		
		6	_____		
		7			
		8	査定不服		
			(中間決定)		
		91	参加許否の決定		
		92			
		93			
		94	証拠保全の決定		
		95	受継許否の決定		

(注) a . 平成16年1月1日以降に請求された無効審判について使用する。

2. 判示事項別分類表

(1) 登録無効 (H6.1.1~)

U . - () O

分類	判 示 事 項
0	審理一般 (別表)
1	実3条 登録要件 (新規) _____
111	1項1号 公 知
112	2号 公然実施
113	3号 刊行物記載
12	_____
121	2項 進歩性
13	柱書 物品
14	柱書 産業上利用性
15	柱書 発明者・出願人
151	実11条 共同出願
152	実37条1項5号 非考案者、無継承の登録実用新案
16	実3条の2
161	考案同一
162	考案者同一
163	出願人同一
2	実4条 登録を受けられない考案
21	_____
22	_____
23	_____
24	" 公序、良俗、衛生
25	_____
26	_____
3	_____
31	_____
32	_____
33	_____
4	実7条 先願
5	その他
51	実2条の5、3項 外国人の権利の享有
	実37条1項3号 条約違反の登録実用新案
	実37条1項6号 登録後の条約違反
52	_____

分類	判 示 事 項	
	(明細書記載不備)	
531	実5条4項	詳細な説明の記載不備(平成7年6月30日まで)
532		_____
533		_____
534	5項1、2号 及び6項	請求の範囲の記載形式不備(平成7年6月30日まで)
535	5項3号及び6項	請求の範囲の記載形式不備(平成7年6月30日まで)
536	4項	詳細な説明の記載不備(平成7年7月1日から)
537	6項1、2及び3号	
538	6項4号	請求の範囲の記載形式不備
55	実2条の2、2項	新規事項追加の補正
6		_____
61		_____
62		_____
63		_____
64		
641		
642		
643		_____
644		_____
645		
81		
811		
812		

(2) 判 定 (H6.1.1~)

分類	判 示 事 項
0	審理一般(別表)
1	同 一
2	利 用
9	そ の 他

(3) 別表(審理一般の細分類)(H6.1.1~)

分類	判 示 事 項
0	審理一般
01	請求書の表示、請求
02	利害関係、当事者適格、請求の利益
03	出願日、優先日、請求日
04	対象物
05	審理方式、審理手続
06	証拠
07	一事時不再理
08	要旨認定
081	権利のもの
082	権利でないもの
09	その他
091	参加
092	異議

審理一般の分類定義又は例示 02 - 03の

3. 「結論」(審判の種類別)分類表

(実用新案)(H6.1.1~)

分類	審判などの種類別「結論」		
	無効	判定	除斥・忌避、 参加許否
X	審決却下	判定却下(§135)	決定却下
XX	決定却下	決定却下(§133)	
XA	訂正あり。審判請求を却下する(争いの請求項はすべて訂正により削除)。		認める、許可する。
Y	無効としない。		
YA	訂正あり。無効としない。	属する(申立成立)	認めない、許可しない。
YB		属する(申立不成立)	
Z	無効とする(申立全部成立)。		
ZA	訂正あり。無効とする(申立全部成立)。	属さない(申立成立)	
ZB		属さない(申立不成立)	
ZC	無効とする(申立一部成立)。		
ZD	訂正あり。無効とする(申立一部成立)。		

(改訂中 ~~H19.12~~)

02 02 (D)

意匠における審決の分類表

1. 事件の種類別（意匠・審級の種類・審判の種類）分類表

（意匠）

D - () O

第 1 けた		第 2 けた		第 3 ~ 5 けた	
①	意匠	1	審 判	11	(無 効)
		2	_____	113	(無 効)(注 a)
		3	_____	2	判定
		4	_____	3	_____
		5	再 審	4	_____
		6	_____		(除斥・忌避)
		7	_____	51	除斥
		8	_____	52	忌避
		9	そ の 他	6	_____
				7	補正却下決定不服
				8	査定不服
					(中間決定)
				91	参加許否の決定
				92	_____
				93	補正却下の決定
				94	証拠保全の決定
				95	受継許否の決定

（注）a . 平成 1 6 年 1 月 1 日以降に請求された無効審判について使用する。

2. 判示事項別分類表

(1) 無効、査定不服

(意 匠)

D . - () O

分類	判 示 事 項	
0	審理一般（別表）	
1	意3条	登録要件
11		新規
111	1項1号	公知（類似も含む）
112	_____	
113	1項2号	刊行物記載（類似も含む）
12		創作
121	2項	容易に創作
13	1項柱書	物品
14		工業上利用
15		創作者、出願人
	意15条（特38条）	共同出願
	意17条4号	非創作者無承継出願
	意48条1項3号	非創作者無承継登録意匠
16	意3条の2	登録要件（部分）
2	意5条	登録を受けられない意匠
21	_____	
22	_____	
23	_____	
24	1号	公序、良俗
25	2号	物品混同
26	3号	機能形状
3	意10条	関連意匠（類似意匠を含む）
31	_____	
32	_____	
33	_____	
4	意9条	先願
5	その他	
51	意68条3項 （特25条）	外国人の権利の享有
	意17条2号	条約違反の出願
	意48条1項2号	条約違反の登録意匠
	意48条1項4号	登録後の条約違反
52	意7条	一意匠一出願
53	_____	
6	意8条	組物意匠
61	_____	
62	_____	
63	_____	

(2) 判定

(意匠)

分類	判 示 事 項
0	審理一般（別表）
1	同 一 ・ 類 似
2	_____
9	そ の 他

(3) 補正却下不服、補正却下の決定

(意匠)

分類	判 示 事 項
0	審理一般（別表）
1	函面（意匠の説明を含む）
2	物品（物品の説明を含む）

(4) 別表（審理一般の細分類）

(意匠)

分類	判 示 事 項
0	審理一般
01	請求書の表示、請求
02	利害関係、当事者適格
03	出願日、優先日、請求日
04	対象物
05	審理方式、審理手続
06	証拠
07	一事時不再理
08	要旨認定
081	権利のもの
082	権利でないもの
09	その他
091	参加
092	異議

3. 「結論」(審判の種類別)分類表

(意匠)

D . - () ○

分類	審判などの種類別「結論」				
	無効	査定不服	補正却下不服	判定	除斥・忌避、参加許否
W		取り消して差戻し	取り消す		
W Y		取り消して登録			
W Z		登録しない(当審拒絶理由)			
X	審決却下	審決却下	審決却下	判定却下(§135)	
X X	決定却下	決定却下	決定却下	決定却下(§133)	決定却下
Y	無効としない				認める、許可する
Y A				属する(申立成立)	
Y B				属する(申立不成立)	
Z	無効とする	登録しない	取り消さない		認めない、許可しない
Z A				属さない(申立成立)	
Z B				属さない(申立不成立)	
Z C					

(改訂 ~~H19-12~~)

03 - 04
部門別担当分類表

部門	部門名	担当分類
1	計測，ナノ物理	G01B～G, G01K～L, G01P～S, G04, G06M, G08C, G09G, G12B, H01J～K
2	材料分析	A61B, G01H～J, G01M～N, G01T, G01V～W, H02G, H05G
3	アミューズメント	A63F
4	自然資源，住環境	A01B～G, A01K～M, A23K, A45F, A47B, A47H, A47K, B02B, B27D, B27H～N, B68B～C, E01B～E21F, F16S
5	応用光学，電子写真	B41M, B44C, G03C, G03F, G03G
6	印刷・プリンター	A63B～D, A63G, A63J～K, B41～B43, G09B, G09D～F
7	光学装置，ナノ光学	A63F, A63H, B82B, G01T, G02B～C, G03B～F, G03H, G09F, G21, H01J, H01L, H05B, H05H
8	光デバイス	G02B, G02F, H01L, H01S
9	自動制御	B06B, B60L～M, B61L, B67D, F03B～D, F04, F05, F16K～F16L, F16T, F17D, G01C, G05F, G08B, G08G, H02H～P
1 0	動力機械，搬送処理	B02C, B05B～C, B07C, B60K, B65G, B66, F01, F02, F03G, F23R
1 1	運輸，照明	A62B～C, B60B～G, B60J～K, B60P～S, B60V～B61G, B61J～K, B62B～K, B62M～B64G, F03H, F16M, F21H～V, F41, F42, H01H, H01T, H02B, H02G, H05B, H05F
1 2	一般機械	B60K, B60T, B61H, B62L, F16B～J, F16N～P, G05G
1 3	生産機械	B21D～L, B23B～B27C, B27F～G, B28D, B30B, B44, B65G, B81, G05B～D, H01L
1 4	繊維包装機械	A41B～A41F, A41H～A42C, A44B, A61F, B31, B41J, B65B～D, B65H, B67B～C, D01B～C, D01G～H, D02H, D03, D04B, D05, F17B～C
1 5	福祉・サービス機器	A41G, A43B, A44C～A45D, A46B, A46D, A47C～G, A61B～J, A61M～N, B60N, B68G, G07B～G
1 6	熱機器，生活機器	A21B～C, A22B～C, A23N～P, A24B～F, A43C～D, A45D, A46D , A47J, A47L, B08B, B60H, B65F, D06F, F22B～F23Q, F24, F25B～D, F26B, F28, H01L, H01R, H05B～C
1 7	無機化学，環境化学	A61L, A62D, B01, B03, B04, B07B, B09, B28B～C, B29B, C01B～C04B, C08J, C23C, C30B, C40B, F25J
1 8	金属加工	B21B～C, B22C～D, C23～C25F, H01L, H05K
1 9	金属電気化学	B22F, B23K, C21, C22, F27, H01B, H01M, H05K

2 0	半導体機器	G11C, H01C ~ G, H01L
2 1	医療	A61K, A61L, A61P ~ Q, C07D, C07H ~ J, C08B, C40B
2 2	生命工学	A01H, A01K, C07G, C07K, C12M ~ C12S, C40B
2 3	有機化学, 繊維・積層	A01J, A01N, A01P, A21D, A23B ~ J, A23L, B05D, B29D, B32B, B68F, C05 ~ C07C, C07F, C09B ~ G, C09J ~ C12L, C13C ~ C14C, C40B, D01D, D01F, D02G, D02J, D03D, D04, D06B ~ C, D06G ~ D07B, D21
2 4	高分子, プラスチック工学	B29B ~ D, B60C, C08C ~ L, C09H, C40B
2 5	特定用途システム	G06F, H03B ~ J, H03L, H04B, H04L
2 6	電子商取引	C40B, G06F, G06Q
2 7	インターフェイス, 伝送システム	G06C ~ J, H04B, H04H, H04L, H04Q
2 8	情報処理	G06F, G06K, G06N, G09C, H04K ~ L
2 9	電話通信, デジタル通信	H01P ~ Q, H03J ~ K, H03M, H04J, H04L ~ M, H04Q
3 0	映像機器	H04N, H04R ~ S
3 1	画像処理	G06F, G06K, G06T, G10, H04N, H04R ~ S
3 2	情報記録	G11B
3 3	民生意匠	A 0 ~ F 5
3 4	産業意匠	G 0 ~ N 0
3 5	商標（化学・食品）	1 ~ 5, 29 ~ 33
3 6	商標（機械・電気）	6 ~ 13, 19
3 7	商標（雑貨繊維）	14 ~ 18, 20 ~ 28, 34
3 8	商標（産業役務・一 般役務）	35 ~ 45

(平成22年4月現在)

(備考)

担当分類は、第1部門から第32部門においては国際特許分類（第8版）に、第33部門及び第34部門においては意匠分類に、また、第35部門から第38部門においては商標法施行令別表において定める区分に、それぞれよるものとする。

(改訂~~中~~H21.4)